



長野県報

5月7日(月)
平成24年
(2012年)
第2366号

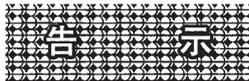
目次

告示

小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱の一部改正(こども・家庭課).....	1
保安林予定森林にする旨の通知(森林づくり推進課).....	1
保安林の指定施業要件の変更(9件)(森林づくり推進課).....	2
長野県収入証紙売りさばき人の指定(会計課).....	4
長野県収入証紙売りさばき人の氏名(名称)変更の届出(会計課).....	4
長野県選挙事務取扱規程の一部改正(選挙管理委員会).....	4
諏訪市公営企業労働組合の労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定(労働委員会事務局).....	4

公告

特定調達契約に係る一般競争入札(情報統計課情報システム推進室).....	5
特定非営利活動法人の設立の認証申請(2件)(県民協働・NPO課).....	6
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(県民協働・NPO課).....	6
土地改良区役員の退任の届出(農地整備課).....	6
一般競争入札(企業局).....	7
一般競争入札(高校教育課).....	7
正誤(選挙管理委員会).....	8



長野県告示第359号

小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱(昭和50年長野県告示第214号)の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から適用します。

平成24年5月7日

長野県知事 阿部守一

別表第1の備考2(1)中「第78条第1項並びに」を「第78条第1項(同条)に、「寄付金」を「寄附金」に、「第92条第1項」を「に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項」に改め、同2(2)中「第41条の3の2第4項」を「第41条の3の2第1項、第2項、第4項」に改める。

こども・家庭課

長野県告示第360号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成24年5月7日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
長野市鬼無里日影字直路1386のイの1、1576のロ、1579、1580の1、1581、1628、1629の1、1629の2、字上沼1747のイ、1758
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第361号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をします。

平成24年5月7日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林の所在場所
長野市大字上ヶ屋字麓原2471の48、2471の49、2471の81、2471の1701
- 2 保安林として指定された目的
干害の防備
- 3 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課

長野県告示第362号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をします。

平成24年5月7日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林の所在場所
松本市波田字立挾8899、字荒倉8900の1、8900の2
- 2 保安林として指定された目的
干害の防備
- 3 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課

長野県告示第363号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をします。

平成24年5月7日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林の所在場所
中野市大字永江字斑山8156の3、8156の329、8156の681、8157の2、8157の7
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中野市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課

長野県告示第364号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をします。

平成24年5月7日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林の所在場所
飯山市大字一山字浦山12の1
- 2 保安林として指定された目的
干害の防備
- 3 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課

長野県告示第365号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をします。

平成24年5月7日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林の所在場所
東御市祢津字祢津沢3199の1、3199の52、3199の102、3199の103、3199の105、3199の106、3199の107、3199の108、3199の109、3199の114、3199の116、3199の117、3199の119、3199の120、3199の121、3199の122、3199の123
- 2 保安林として指定された目的
干害の防備
- 3 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び東御市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第366号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をします。

平成24年5月7日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林の所在場所
上伊那郡箕輪町大字福与字峯山1999の11、大字三日町字北沢2278の2、2278の3、2278の6、2278の7、2278の8、2278の10、2279の1、2279の2、2280、2281、2282の1、字代官山2282の3、2289の1、2289の2、字不動2290の1、2290の2、2290の3、2290の4、2290の8、2290の9、2290の12、2290の17、字瘦尾2300の1、2300の2、2300の5、2301の1、字治郎2302の1、字夫婦岩2303の1
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び箕輪町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第367号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をします。

平成24年5月7日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡根羽村5542の2、5576の1、5579の2、5579の3、5581の1、6178の406
- 2 保安林として指定された目的
干害の防備
- 3 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び根羽村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第368号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をします。

平成24年5月7日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林の所在場所
下伊那郡根羽村3667の1
- 2 保安林として指定された目的
落石の危険の防止
- 3 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び根羽村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第369号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をします。

平成24年5月7日

長野県知事 阿部守一

1 保安林の所在場所

木曾郡大桑村大字野尻2309の1、2309の41、2309の43、2309の48

2 保安林として指定された目的

干害の防備

3 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大桑村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第370号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第9条第1項の規定により、平成24年4月25日、次の者を売りさばき人に指定しました。

平成24年5月7日

長野県知事 阿部守一

売りさばき人の氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
長野LP協会 諏訪支部	諏訪市上川一丁目1644-10	諏訪市上川一丁目1644-10 諏訪地方事務所商工観光課内 長野LP協会諏訪支部

会 計 課

長野県告示第371号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、平成24年4月11日、次のとおり売りさばき人の氏名(名称)変更の届出がありました。

平成24年5月7日

長野県知事 阿部守一

	売りさばき人の氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
新	一般社団法人 長野県食品工業協会	長野市大字栗田字西番場205番地1	長野市大字栗田字西馬番場205番地1 (社)長野県食品工業協会
旧	社団法人 長野県食品工業協会		

会 計 課

選告示第20号

長野県選挙事務取扱規程（昭和38年選告示第4号）の一部を次のように改正します。

平成24年5月7日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

別表第1の不在者投票のできる老人ホーム中「松本市波田6914番地」を「松本市波田6914番地1」に改める。

選挙管理委員会

長野県労働委員会告示第1号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定により、平成24年4月23日、諏訪市公営企業の同法第3条第4号に規定する職員が結成し、又は加入する諏訪市公営企業労働組合について、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を、次の表に掲げるとおり認定しました。

なお、昭和42年長野県地方労働委員会告示第1号（諏訪市公営企業労働組合の非組合員の範囲の認定）は、廃止します。

平成24年5月7日

長野県労働委員会

勤務箇所	労働組合法第2条第1号に規定する者
水道局	局長 課長 庶務係長

労働委員会事務局